

うつのみやアグリネットワーク アグリビジネス創出促進事業 実施要領

第1 趣旨

うつのみやアグリネットワーク規約第8条の規定に基づくうつのみやアグリネットワークアグリビジネス創出促進事業については、この要領の定めによるものとする。

第2 目的

本事業は、宇都宮市の農産物等の農資源を活用した新商品の創出に向けた研究開発等を支援することによって、農業者等の新規創造に対する意欲的な挑戦を促進するとともに、本市農業の振興に資することを目的とする。

第3 事業内容

宇都宮市の農産物等の農資源を活用した新商品の創出に向けての調査分析や研究開発、市場開拓を含めた取組（プロジェクト）を支援する。

第4 実施主体

実施主体は、農資源を活用した新商品の創出に係る生産、加工、流通、販売等の取組を行う次の2通りの連携体とする。

- (1) 農商工連携型：農業者と商工業者等との連携体であって、「生産」、「加工」、「販売」等を行うもの
- (2) 農業者連携型：経営を別にする農業者（法人を含む。）2戸以上で構成される連携体であって、「生産」、「加工」、「販売」等を行うもの

なお、連携体には必ず農業者・農業団体を含むものとし、また、構成する農業者及び商工業者は、うつのみやアグリネットワーク会員であることとする。

第5 補助の内容

1 補助の対象とする経費

- (1) 市場調査・分析に要する経費
- (2) 研究開発に要する経費
- (3) 販路開拓に要する経費
- (4) 機器購入に係る経費

ただし、人件費、本事業の目的と整合性のない活動経費、実施主体の組織運営・維持に関する活動経費、汎用性の高い機器類（製造用機器、事務用機器等）の導入に要する経費、知的財産の取得等に係る経費及び活動の全部を外部へ委託する場合は、補助の対象とする経費から除く。

2 対象品目

- (1) 一般 宇都宮の農資源全て
- (2) 重点品目 いちご、梨、トマト、にら、アスパラガス、米

3 補助率等

(1) 補助率

- ① 市場調査・分析に要する経費 補助率：2／3以内
- ② 研究開発に要する経費 補助率：2／3以内
- ③ 販路開拓に要する経費 補助率：2／3以内
- ④ 機器購入に係る経費 補助率：1／2以内

ただし、④機器購入に係る経費への補助金については、①、②及び③への補助金の総額を上限とする。

- (2) 上限額
- ① 農商工連携型：上限 50 万円
 - ② 農業者連携型：上限 70 万円
- (②農業者連携型に限り、重点品目を使用した場合、上限額を 100 万円とする。)

第 6 事業実施等

1 要件

本実施要領の第 3、第 4、第 5 の 1 及び第 5 の 2 を満たす取組とする。

2 事業計画の提出

実施主体は、運営委員会が別に定める日までに、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により「アグリビジネス創出促進事業計画」（以下「事業計画」という。）を、運営委員会に提出する。なお、事業の実施期間は、原則 1 か年度とし、最大 2 か年度までとする。

3 審査

運営委員会は、提出された事業計画を審査するため、審査部会を設置する。連携体を構成する農業者は、審査に必ず参加することとする。審査部会は内容を審査の上、必要に応じて追加資料の提出又は説明を求め、その結果を運営委員会に報告する。

4 採択

運営委員会は、審査部会の意見を踏まえ、予算の範囲内で採択、不採択及び補助金交付の時期等を決定し、実施主体に結果を通知する。

5 プロジェクトの実施

採択通知を受けた実施主体は、事業計画に基づきプロジェクトを実施する。

6 中間審査

審査部会は、事業計画の中間審査を行うこととする。

7 事業の報告

実施主体は、別記様式第 3 号により、事業実施期間の毎年 2 月末日までに実績報告を運営委員会に提出するものとする。運営委員会は、内容を確認し、補助金額を確定させ、実施主体に通知する。

第 7 交付請求等

実施主体は、額の確定通知を添付し、交付請求するものとする。運営委員会は、提出された交付請求書に基づき概算払を行い、補助金の確定後は速やかに精算するものとする。

第 8 事業計画の変更・中止

1 実施主体は、やむを得ない理由により事業の内容を変更しようとする場合、速やかに変更届を提出し運営委員会の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に照らし事業計画の一部を変更する場合は、この限りでない。なお、実施主体の一部変更の場合も同様とする。

2 実施主体は、やむを得ない理由により事業を中止する場合、第 6 の 7 を準用し、事業の実施状況を運営委員会に報告するものとする。運営委員会は、内容を確認し、実費相当額をもって補助金額を確定することとする。

第 9 採択の取消し

運営委員会は、次の(1)から(3)までに該当するときは、採択の決定を取り消し、補助金を交付しない。取消しを行った時点で既に補助金が交付されている場合には、実施主体は、交付された補助金を運営委員会に返還する。

- (1) 実施主体が事業を中止し、又は廃止したとき（ただし、第8の2の場合を除く。）。
- (2) 実施主体が第6の5に規定する事業計画と著しく異なる内容で事業を実施したとき。
- (3) 実施主体が解散したとき。

第10 事業の推進体制

運営委員会は、農業団体や関係機関等との連携を密にし、適切な情報提供等により、プロジェクトの成果が地域へ効果的に波及されるよう努めるものとする。

第11 その他

- 1 運営委員会は、補助事業の成果について、必要があると認めるとときは、実施主体に発表させることができるものとする。
- 2 計画年次中または計画終了後において、商品名や実施主体の所在地等の変更がある場合は、運営委員会は、実施主体に変更届を提出させることができる。
- 3 本実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する。